

## 【資料】 タイにおける人身取引対策

平 井 佐和子

2000年に「人（特に女性および子ども）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」が国連で採択された（2003年発効）。締約国は、人を利益のために移動させ、搾取することに関わる人身取引を犯罪として取り締まり、根絶のための対策を取ることが求められている。この議定書は、性的搾取だけでなく、強制労働や臓器摘出など広く人を目的とした搾取を人身取引の犯罪要件としている。人身取引は、人そのものが取引の対象となっていることから、現代の奴隷制ともいわれている。その特徴は、かつてのような物理的強制的移動ではなく、被害者自身が雇用や対価、利益を期待して、しかし実際には脆弱な立場につけこまれたり虚偽の条件にだまされたりして、貧しい地域からより豊かな国・地域へと自ら移動することにある。また、武力紛争や迫害などで、母国を追われ、居場所を失う人々がいる。こうした背景から、特に子どもや女性など、人身取引に脆弱な層が生じることとなる。

この問題の困難さは、被害の実態の把握と、潜在的被害者の特定にある。国際労働機関（ILO）は、2016年現在、世界全体で4030万人が現代の奴隷制の被害者となっており、うち2490万人が強制労働の被害者となっていると推計する<sup>1</sup>。また、国連薬物犯罪事務所（UNODC）の報告によれば、人身取引の被害者と認定された数は2016年の統計で過去最高の2万4000人以

---

1 International Labour Office (ILO), *Global estimates of modern slavery: Forced labour and forced marriage*, 2017. [https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/@dgreports/@dcomm/documents/publication/wcms\\_575479.pdf](https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/@dgreports/@dcomm/documents/publication/wcms_575479.pdf)

上にのぼるが、この数字は氷山の一角として全体像の把握は困難とする<sup>2</sup>。UNODCの統計によると、世界全体の被害者のうち性的搾取は62%で、強制労働が34%を占める。東アジア地域でも性的搾取の被害者は60%、強制労働の被害者が38%を占め、男性被害者の割合が高いのが特徴である。

タイが人身取引問題の拠点の一つとされるのは、日本、中近東、アメリカ、ヨーロッパ諸国などへ人を送り出す「送り出し国（供給国）」であり、中国、ベトナム、ミャンマーなどからタイを経由しマレーシア、シンガポール、ヨーロッパ諸国など第三国に移送する「中継国」であり、かつカンボジアやミャンマーなどのメコン地域諸国からの「受け入れ国（目的国）」であるという側面をもつからである。

タイは2001年に議定書に署名し、2008年に人身取引禁止法（Anti-Trafficking in Persons Act, B.E.2551）を制定した。タイの特徴は、人権の分野において、従来、NGOなどの民間が権利擁護や被害者保護に大きな役割を果たしてきたということであるが、公的な被害者保護の不十分さが認識されるにつれて、政府機関とNGOが連携してこの問題に取り組むようになってきた<sup>3</sup>。

人身取引の対策にあたっては、取引行為の犯罪化とともに、予防（Prevention）、刑事訴追（Prosecution）、被害者の保護（Protection）が重要となる。なかでも「被害者の保護」については、人身取引の被害者を「犯罪者」としてではなく「被害者」として認定することが欠かせない。そのうえで、被害者の心身を回復させ、必要があれば教育や職業訓練の機会を提供し、法的支援を行う。また、外国人の場合の出身地への送還あるいは居住地の提供、正当な就労機会の提供、自国人の帰還後の自立・社会復帰を支援し、再び人身取引の被害にあわないようにするなどの幅広い、長期にわたるさまざまな支援が必要となる。

2 UNODC, *Global Report on Trafficking in Persons 2018*, [https://www.unodc.org/documents/data-and-analysis/glotip/2018/GLOTIP\\_2018\\_BOOK\\_web\\_small.pdf](https://www.unodc.org/documents/data-and-analysis/glotip/2018/GLOTIP_2018_BOOK_web_small.pdf)

3 日本の国際協力機構（JICA）は、2009年から2014年の5年間、タイにおける、「人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクト」を実施して、政府機関、NGOとの連携の上に成り立つ被害者の保護・支援のための「多分野協働チーム（MDT：Multi-Disciplinary Team）」アプローチを支援した。

以下では、アメリカ内務省が2020年6月に発行した「2020年人身取引報告書」(Trafficking in Persons Report) から、2019年度のタイの取り組みを紹介する<sup>4</sup>。米国は、2000年制定の人身取引被害者保護法(The Trafficking Victims Protection Act)に基づき、2001年より「人身取引報告書」を毎年発表し、世界各国の取り組みについての評価をおこなってきた。タイに対する評価は一定していない。過去20年間で、おおよそTier2に位置づけられてきたが、2004年と2010～2013年および2016～2017年の報告書において、7度監視対象国(Tier2Watch List)に位置づけられたほか、2014年と2015年には「最低基準を満たしていない」として最低ランク(Tier3)に位置づけられた<sup>5</sup>。

### タイの概要 —TRAFFICKING PROFILE—

この5年間の人身取引状況をみると、タイ国内でタイ人と外国人の被害者が搾取され、海外でタイ人の被害者が搾取の対象となってきた。タイ国籍の人々は、タイ国内および北アメリカ、ヨーロッパ、アフリカ、アジア、中東の国々で、強制労働や性的人身取引にさらされてきた。タイの少数民族や山岳民族、無国籍者の人々は、人身取引とみられる事例を経験している。タイや他の東南アジア諸国、スリランカ、ロシア、ウズベキスタン、アフリカ諸国の女性、男性、LGBTIの人々、子どもは、タイ国内で労働目的および性的目的の人身取引の被害にあっている。またタイは、中国、北朝鮮、ベトナム、バングラデシュ、インド、ミャンマーからの中継国となっており、マレーシア、インドネシア、シンガポール、ロシア、韓国、アメリカや西ヨーロッパ諸国で性的人身取引や強制労働の被害にあっている。北朝

4 U.S. Department of State, 2020 TRAFFICKING IN PERSONS REPORT, pp482-488 <https://www.state.gov/reports/2020-trafficking-in-persons-report/>

5 2008年のTVPA法改正により、2年連続で監視対象国になると、原則として最低ランク(Tier3)に自動的に格下げとなる(2019年の改正により、原則1年で自動格下げの対象となった)。タイはこの制度により、2014年に自動格下げとなり、2015年には改善がみられないとして2年連続で最低ランクとなった。最低ランクに位置づけられると、人道目的以外の援助停止など制限が加えられる可能性がある。報告書が米国議会に提出されてから90日以内に、大統領は最低ランクの国に対する制裁措置について決定する。

鮮政府は、自国民をタイで強制的に就労させているといわれている。タイ、ミャンマー、ラオス、カンボジアの子どもたちは、売春宿、マッサージ店、バー、カラオケ、ホテルや個人宅において、性的人身取引の被害者となっている。人身取引加害者は、インターネット上の動画や写真を通して、少女・少年たちに性的行為をするよう勧誘する。時には、画像を拡散すると脅されることもある。養護施設の子どもたちは、人身取引の危険にさらされている。親やブローカーのなかには、タイ、カンボジアやミャンマーの子どもたちに、都会に出て、路上で花束や物品を販売させたり、物乞いや家内労働に従事させたりする者もいる。

タイ人や移民労働者は、漁業関連産業、養鶏業、製造業、農業、家内労働、路上物乞いなどで搾取されている。移民労働者は、債務にもとづく強制や、騙されて仕事を紹介されたり、身分証明証やATMカードを取り上げられたり、違法な給与控除、その他の手段によって、労働人身取引の被害にあっていて、ブローカーや人材募集機関等は、タイへの入国前後で不当な手数料を移民に課す。船主やブローカー、年輩の船員は、タイやミャンマー、カンボジア、ベトナム、インドネシア人の男性や少年に、タイ船籍や外国船籍の漁船で強制労働を強いる。1週間7日、1日あたり18～20時間ほど働き、十分な食料や飲料、衣服もないまま働かされ、給与はほとんど支払われず、支払われても不定期のため、ブローカーや雇用主から借金をすることになる。船長のなかには、より長時間働かせるために、脅したり、殴ったり、薬物を投与したりする。こうした漁船で働く人身取引被害者は、孤立した職場、未払いの給与、帰国するための合法的な身分証明証や安全な手段がないために、母国に帰国するのに困難が伴う。雇用主はしばしば、書類作成料、技術指導、その他手数料と称して賃金から差し引いた。そのことは、労働者が自身の給与を正確に把握することを困難にした。2019年および2020年に発表された各種の研究によれば、14～18%の移民労働者がタイ国内の漁業産業で強制労働を受けたとされる。すなわち、漁船で働く数千人の労働者が搾取されていることになる。

## 【資料】 タイにおける人身取引対策

汚職は、反人身取引の努力を妨げる。一部の官僚は、被害者を搾取するビジネスのオーナーや売春宿から賄賂を受け取るなど、人身取引犯罪に直接的に関与している。出入国管理官は、ブローカーから賄賂を受け取って、タイ国境の密入国を幫助する。信頼できる筋によれば、公務員のなかには、人身取引加害者と共謀して、売春宿その他商業的性産業、工場オーナーや船主を、抜き打ち検査や捜査、訴追から保護している者がいるという。地方警察官は、人身取引加害者を保護するために、検察官に情報を上げない。官僚は、賄賂を受け取り、移民を脅し、移民を搾取することに直接的に関与することで利益を得ている。

### 2019 年度の評価 Tier2

タイ政府は、人身取引の根絶に対する最低基準を十分には満たしていないが、満たすための努力はしている。前年に比較して、全般的にさらなる努力を重ねたため、Tier2 に位置づけた。これらの努力には、裁判官に対する反人身取引の研修を実施したことや、NGO と協力して、トラウマインフォームドケア<sup>6</sup>に関する研修を警察官、検察官、シェルターの職員に対して実施したことが含まれる。政府は、前年と比較して、労働人身取引が疑われる事案を積極的に捜査し、比較的長期の実刑判決を言い渡し、反人身取引基金の中から被害者に対する補償金の支出額を増大し、今回初めて被害者は賠償金を手にすることができた。しかしながら、いくつかの重要な分野において、最低基準に合致していない。人身取引と密入国犯罪を混在しており、効果的な被害者認定はいまだ不十分だ。また、被害者に対する社会心理的なケアは不十分で、公営シェルターでは入所被害者に対して移動の自由を保障しているとはいえない。人身取引の捜査件数は2014年以降最少で、有罪件数も2015年以降最少であった。また公務員が共犯とされる事案は2件しか捜査できなかった。政府は2008年人身取引禁止法を改正し、

---

6 当事者が経験 (Experience) してきた出来事 (Event) とその影響 (Effect) を理解し、再被害が起きないように配慮した支援を提供すること。SAMHSA's Concept of Trauma and Guidance for a Trauma-Informed Approach. HHS Publication No. (SMA) 14-4884. Rockville, MD: Substance Abuse and Mental Health Services Administration, 2014.

「労働またはサービスの強要」(forced labor or services)を分離して規定した。労働人身取引犯罪の罰則としては、現行の人身取引犯罪と比較してかなり低い法定刑となった。

### 優先勧奨事項 (Prioritized Recommendations)

- ・ 法執行機関の能力を向上させて、労働人身取引にかかわる加害者を積極的に訴追し、有罪とすること。労働人身取引の被害者を認定すること。
- ・ 人身取引の促進に加担していることが疑われる公務員を積極的に捜査し、訴追すること、また有罪の場合は十分な実刑を科すこと。
- ・ 公営およびNGOが運営するシェルターで、法的支援や心理ケアなど、被害者に十分なトラウマインフォームドケアを提供すること。シェルターで雇用する常勤の通訳や心理士の数を増加すること。
- ・ 被害者、特に成人の被害者が、シェルターに自由に出入りし、通信デバイスにアクセスできるようにすること。被害者が必要以上に長期にシェルターに留まることがないように、定期的に分類級の再評価をおこなうこと。
- ・ 商業的性産業で働く成人や子ども、物乞いや路上販売に従事する子ども、農業・製造業・漁業・水産加工業・建設業・家内労働産業で働く移民労働者、北朝鮮人の労働者など、被害にあいやすい人々の中から積極的に被害者認定をおこなうために、労働局、県警および地方警察署、入国管理局、社会福祉事務所において、研修を実施すること。
- ・ 被害者が政府からサービスを受取り、搾取から回復し、自身の体験を当局に語るができるまで、潜在的被害者を被害者として正式に認定するのに必要な期間を延長すること。
- ・ 被害者としての正式認定とサービスへのアクセスについて、加害者に対する捜査への参加の意思を条件としないこと。
- ・ 改正人身取引法6条および6/1条の定義にもとづき、認定された被害者に対して、同等の権利およびサービスへのアクセスを確保すること。
- ・ 雇用主が労働者に対して、労働者が理解できる言語で書かれた契約書の

## 【資料】 タイにおける人身取引対策

写しを提供することを確実に実行するよう努力すること。

- ・ 人身取引事件にかかわる裁判官とも共同して、被害者中心アプローチおよびトラウマインフォームドアプローチの開発を支援すること。
- ・ 移民労働者支援センター、社会統合センター、公営シェルターにおける被害者に対するサービスの提供などについて、地方の市民団体との連携を強化すること。
- ・ 裁判所が人身取引加害者に命じた損害賠償金を、被害者が確実に受けられるよう努力すること。
- ・ 不正な意図で提訴された案件を棄却できるように法律を改正するなど、被害者や支援者が、雇用主から虚偽の反訴に直面したり恐れることなく、人身取引犯罪を通報できるような環境をつくること。
- ・ NGOが運営するシェルターが、より多くの被害者を支援することができるよう、技術的および財政的支援をおこなうこと。
- ・ 労働法違反や移民労働者から強制労働の疑いが指摘される案件について、人身取引犯罪として捜査できるよう、政府の連携を強化すること。
- ・ 給与の定期的な支払いを強制化すること。雇用主が移民労働者の紹介料を支払うことを強制化すること。労働者が身分証明証や財務書類を自身で保持する権利を保障すること。

### 訴追 (Prosecution)

政府は、法執行の努力を維持した。2008年の人身取引禁止法6条は、性的・労働目的人身取引を犯罪化し、改正後、被害者が成人の場合は4年以上12年以下の禁錮かつ40万バーツ以上120万バーツ以下（約142万円以上426万円以下）の罰金<sup>7</sup>、被害者が子どもの場合は6年以上20年以下の禁錮かつ60万バーツ以上200万バーツ以下（約213万円以上710万円以下）の罰金に処すると定める<sup>8</sup>。これらの法定刑は十分に厳しく、性的人身取引に関し

---

7 2008年の規定では、4年以上10年以下の禁錮かつ8万バーツ以上20万バーツ以下の罰金となっていた。

8 被害者が15歳以上18歳未満の場合、6年以上15年以下の禁錮かつ60万バーツ以上150万バーツ以下の罰金、被害者が15歳未満の場合または身体障害や心神喪失状態に乘じ

ては、レイプ罪などの重大犯罪と均衡している。2019年4月に、2008年人身取引禁止法を改正し、「労働またはサービスの強要」を分離して規定した<sup>9</sup>。この犯罪に対しては、被害者1名につき6月以上4年以下の禁錮または5万バツ以上40万バツ以下(約18万円以上142万円以下)の罰金またはその併科に処すと定める<sup>10</sup>。この新しい規定は、現行の人身取引犯罪規定と比べると、労働人身取引犯罪としてはかなり低い法定刑となっている。2019年、政府は人身取引の容疑で288件(前年304件)を捜査し、386人(前年438人)の被疑者を訴追し、304人(前年316人)に有罪を言い渡した。労働人身取引では76件(前年43件)を捜査した(うち漁業関係の4件を含む)。裁判所は、有罪となった約74%に5年以上の禁錮刑を言い渡した。他方、法執行機関が人身取引や密入国犯罪を混在する事案が増加している。警察庁(Royal Thai Police)が各県警察に指示して人身取引の認知件数を増加させようとして、密入国事例を人身取引事案と認定するケースもあるという。検事総局(Office of the Attorney General)の人身取引訟務室(trafficking litigation unit)によると、2019年に人身取引で送検された事件の約18%で十分な証拠が見つからなかったという。この数字は、前年の9%、2017年の2%と比べて上昇している。人間の密輸を犯罪とする立法の欠如は、密入国事案を人身取引事件として処理する動機を高めた可能性がある。

政府は、バンコク刑事裁判所、検事総局、特捜部(Department of Special

---

た場合、8年以上20年以下の禁錮かつ80万バツ以上200万バツ以下の罰金となる(改正法52条)。

9 6条に6/1条として追加した。

「労働またはサービスの強要」とは、以下の手段をつかって、人を働かせ、またはサービスの提供を強制することをいう。

- (1) 人または他人の生命、身体、自由、名誉または財産に害を加える旨告知すること
- (2) 脅迫
- (3) 強制力の行使
- (4) 身分証明証の没収または不法な義務として生じた人または他人の累積債務を利用すること
- (5) 相手を抗拒不能の状態に陥らせること

10 改正法52/1条。



【資料】 タイにおける人身取引対策

Investigation)、警察庁にそれぞれ人身取引専門の対策課を設置している。また、法執行機関、ソーシャルワーカーおよび各 NGO で構成される、人身取引対策タスクフォース (Thailand Anti-Trafficking in Persons Task Force) は、複合的な事件に特化して調査をおこなう。他方、警察庁の人身取引対策課が、経験の浅い地方機関に人身取引事案を丸投げしたり、人身取引に加担した疑いのある地元警察に事案を捜査させたまま監督しないことがあると指摘する声もある。子どもに対するネット犯罪対策タスクフォース (Thai Internet Crimes Against Children Task Force) は、インターネット上で子どもの性的人身取引を誘引したとして 26 件 (前年 19 件) を捜査した。裁判所は、マネーロンダリング対策室 (Anti-Money Laundering Office) が調査した 15 件の人身取引事件にかかわって凍結および差押え命令を受けていた 401,014 バーツ (約 140 万円) 相当の資産の没収命令を出した。タイ当局は、近隣諸国との間で、人身取引事件における情報共有と証拠収集のための二国間協議を開催した。また、法執行機関は、海外の諸機関と協力して海外におけるタイ人被害者の案件を調査した。大都市における他機関連携は効果的であったが、機関内や民間レベルでの連携は不十分であるという声も聞かれる。2020 年 1 月、警察の人身取引対策課は、特に強制労働事件を中心とした人身取引事件における連携について、地方の NGO と会合をもった。また、中央裁判所は、警察、検察官、各 NGO との間で、人身取引事件に関連する司法手続について、協議の場をもった。

被害者は、身柄拘束やシェルター滞在が長期化することのおそれ、また加害者からの報復のおそれ、さらには言語の壁によって、訴追手続に協力することへのためらいがみられるといわれる。被害者が証人として自発的に協力してくれるように、裁判所は、事前に収録されたビデオ証言を証拠とすることを認めた。2019 年には、41 人の証人に対して 15 回の事前尋問が実施された。また、タイ当局は、近隣諸国の当局と協力して、タイ国外における証人尋問を可能にしようと働きかけているが、現地の NGO によると、地元の警察や検察は消極的だという。検察は、NGO と協力して、被害

者に証言をしてもらうように働きかけ、裁判所は、被害者の法的支援のために NGO の弁護士が原告として証言台に立つことを認めた。政府は、2019年、証人保護費として、193人の証人に対して約244万バーツ（約866万円）を支出した（前年は15人の証人に対して約245万バーツ（約870万円））。検事総局は、NGOと連携して、検察官を対象に、人身取引事件に関してトラウマの再被害を引き起こさないような手続についての研修を実施し、またタイ南部と中央部の検察官と警察官に対して、強制労働事件の研修を実施した。政府は、NGOと連携して、警察官、検察官、社会福祉関係者向けに、子どもの性的人身事件で連携を強化するためのセミナーを開催し、警察庁は、警察官を対象に、性的人身取引を誘発するインターネットについての研修を実施した。司法省は、国連薬物犯罪事務所（UNODC）および大学と協力して、刑事・民事・労働裁判所の裁判官に対して、人身取引関連法と人身取引事案を監視する際のベストプラクティスについて、研修を提供した。また、中央裁判所は、外国政府と協力して、30名の裁判官を対象とした人身取引セミナーを開催した。社会開発・人間安全保障省（Ministry of Social Development and Human Security）は、200人の警察官を対象に、物乞い規制法について、また強制物乞い事案の見極めについての研修を実施した。しかし、初動対応者や検察官、裁判官は、時として、人身取引関連法を一特に労働人身取引案件においては適切に解釈したり適用したりしないものだ。検察官や多分野協働チーム（Multi-Disciplinary Teams）は、たいてい、身体的虐待の証拠を探そうとし、労働人身取引事件を刑事訴追するよりも労働裁判所に送致しようとする。警察官は頻繁に異動するために、人身取引事案の経験者が定着することがない。裁判所は、外国の裁判所が組織的人身取引集団に対して下した有罪判決を初めて証拠として採用し、そしてこれが有罪判決に導いた初のケースとなった。

汚職と公務員の関与が、人身取引を促進し、人身取引対策の取り組みを妨げ続けている。汚職の存在のために、ある NGO は、政府や一部の機関と協働することに消極的である。実際に、法執行官のなかには、影響力

### 【資料】 タイにおける人身取引対策

のある一すなわち政治家とのつながりがあると思われる一船主や船長を捜査することに消極的な人もいるといわれる。さらに、一部の警察は、意図的に捜査を妨害したり、訴追するのに十分な証拠を検察に提出しなかったとされる。政府は、2019年に、公務員が関与したとして2件の捜査に着手したと発表した。国家反汚職委員会（Public Sector Anti-Corruption Commission）と特捜部は、4人の公務員を検察官に送致した。2019年、人身取引犯罪に関与したとして14人の公務員に有罪を言い渡し（前年16人）、そのうち6人に34年から225年の禁錮刑を言い渡した。子どもの性的人身取引を勧誘したとされる8人の公務員については、2019年度内に量刑は決定していない。また、ロヒンギャ移民の人身取引に公務員が関与した事案の控訴審で、裁判所は一審よりも刑期を加重した。政府は、人身取引に関与したとされる一部の公務員に対して、刑事処罰を求めず行政懲戒処分を利用した。また、政府は、国境検問所で賄賂を受け取り、人身取引を助長した入国管理局職員の捜査・訴追について公表しなかった。

### 保護（Protection）

政府の被害者認定・保護の取り組みは一定していない。政府は、2019年に、性的および労働人身取引の被害者として868人を認定した（前年631人）。一方、政府は、人身取引を「強要された」被害者として950人を追加で認定したと発表した。彼らの多くは、ミャンマー人かロヒンギャの不法な移民で、第三国、特にマレーシアでの雇用を求めて、タイを経由しようとした人々とみられている。人身取引と密入国犯罪を混在した結果、公営のシェルターは過剰収容となり、性的・労働人身取引被害者に対するサービスの質を低下させた可能性がある。タイ当局が認定した868人の人身取引被害者のうち、258人の被害者—その多くはタイ人—は公営シェルターに留まることを選択せず、28人は政府認可のNGOシェルターに入所した。社会開発・人間安全保障省（MSDHS）が公営・NGO運営のシェルターで援助する610人の性的・労働人身取引被害者（前年401人）の内訳は、タイ人134人・外国人476人であり、性的人身取引被害者170人・労働人身取

引被害者440人であった。入国管理局は、入国管理センターに収容された7156人の移民から人身取引の被害者を認定することはなかった(前年は15名が認定された)。NGOは、入国管理局がNGOと協力して、人身取引の被害者を審査しようとする姿勢に欠けると指摘している。

政府機関およびNGOで構成される多分野協働チーム(MDT)は、被害者を正式に認定して、サービスにつなげるための審査基準を設けている。政府は、国際機関と連携して、労働人身取引の被害者の認定および保護について、バンコクおよび労働人身取引の危険性の高い県から30人に研修を実施して、研修指導者とした。また、労働省(Ministry of Labour)は、地方労働局の職員および検査官に対して、人身取引を見極めるための研修を実施した。MSHDSは、2019年改正人身取引禁止法を受けて、強制労働に特化して、被害者認定についてMDTメンバーの1000人に対して研修を実施した。政府機関は、NGOと協力して、初期の被害者認定書式を見直し、改正人身取引禁止法6/1条にもとづき、強制労働の被害者を含むものに改訂した。この改訂版は2020年1月に承認され、政府は、MSDHSに対して、MDTによる被害者審査に追加ガイドラインを導入し、改訂版に基づいた研修を実施するように求めた。にもかかわらず、被害者認定に強制労働を適用することについて明確なガイドラインがなかったために、現場担当者の混乱を招いた。政府は、6/1条にもとづき、強制労働の被害者にも他の人身取引被害者と同様のサービスを受ける権利があると通知しているが、たとえば人身取引被害者に在留許可を出して、反人身取引基金から補償を受けることができるなどの運用規則は、強制労働の被害者には適用されていないと指摘する声もある。MDTによる認定手続は、効果的に実施されていない。MDTによる被害者審査の際、被害者が体験を語ることを妨げるような運用をする職員もいたという。たとえば、被害者審査の際に、被害者の雇用主を同席させたり、MDTの審査に多数の職員を関与させたり、職員間の連携が不十分だったり、といったことである。あるNGOによると、特捜部の担当者の方が、地元の警察官よりも、MDTの面接の際に被害者中心の

### 【資料】 タイにおける人身取引対策

手続を利用すると報告している。MDTは、事案が訴追に持ち込まれそうに  
なければ、被害者認定に消極的でもある。

労働検査官とタイ海軍は、移民労働者の人身取引の可能性について検査  
をおこない、人身取引の疑いのある被害者をMDTに送致することとなっ  
ている。検査官のなかには、賃金の未払いや不払い、債務による強制、身分  
証明証の没収などが、身体的な暴行や強要の兆候がみられないとして人身  
取引の事案として認定しないことがある。さらに、対象者が、タイへの渡  
航に同意した、あるいはのちに搾取されることになろうとその産業で働く  
ことに同意したとして、被害者と認定しないこともある。強制労働の可能  
性が高い、あるいは搾取されている労働者に対して、人身取引被害者とし  
て認定するよりも、雇用主との間を仲裁しようとしたり、労働裁判所に提  
訴することを勧めたりもするのだ。政府機関の職員は、苦情を受け付けたり、  
被害者を認定することに消極的だという。なぜなら、そのことが、法執行  
機関の無力さや、政府の人身取引対策の努力を無にすることを恐れるから  
だ。労働検査官は、タイ法のもとで、権力乱用として個人責任を問われる  
可能性があり、そのことが疑わしいケースを報告することに消極的にさせ  
ていた可能性がある。

被害者がサービスを受ける法的権利を得るためにはMDTによる正式認定  
が必要で、潜在的被害者に対しては上限8日間の一時的な支援しか提供で  
きない。このことは、身体的・心理的にMDTによる被害者認定手続に進め  
ない一定の被害者にとっては、重大な障壁となっている。さらに、政府か  
ら安定的なサービスを楽しむだけの十分な期間がないために、職員にと  
っても、正式な被害者認定に十分な情報を取得したり、被害者に捜査へ  
の参加を促したりといった、被害者との信頼関係を築くのに十分な時間を  
確保することができなかった。その結果、被害者は、MDTの審査を受けな  
いまま、政府の資金補助を受けていないNGOに一時的なケアを求めること  
がしばしばある。MDTが正式に認定した被害者は、公営シェルターに送致

され、そこでカウンセリングや法的支援、医療ケア、民事補償、経済支援、証人保護、教育や職業訓練、雇用の機会を得ることができる。しかし、これには法執行機関による捜査への被害者の自発的参加を条件とする旨の規定がある。さらに、政府は、法執行機関の捜査に参加することを拒否した被害者に対する本国送還の支援はしないこととしている。MSDHSは、短期滞在用のシェルターを76か所、長期滞在用のシェルターを9か所運営している。そのうち、成人男性とその家族用に4か所、女性専用4か所、男児専用1か所が含まれる。政府は、人身取引禁止法にもとづく被害者の法的権利やサービスについて記載した、7言語のハンドブックを配布している。政府は、被害者として認定された段階で有効なビザや労働許可証を所持する外国人被害者に対しては、人身取引加害者に対する訴訟手続の間、公営シェルターの外に居住することを認めた。資格を持たない外国人被害者に対しては、政府が滞在および労働許可を出すまでの間、公営シェルターに留まることが要求される。MSDHSのシェルターは、被害者一成人を含むが、許可なく外出することを認めなかったし、その許可が出ることもなかった。労働許可を得た被害者のみが、仕事をするためだけ、外出することができた。さらに、被害者は、人身取引の訴訟手続が終了するまで、たとえ被害者が身体的にも心理的にもシェルターの外に出る準備ができていた状態であったとしても、シェルターに滞在しなければならなかった。シェルターの職員は、被害者が個人的な電話をかけるにも許可を求め、さらにはその通話を監視したりもした。被害者に対してシェルターに必要以上に留まることを要求することは、移動や会話の制限と相まって、再トラウマをひき起こしたり、収入を得る機会を阻害することにもつながりかねない。政府は、シェルター外での就労が許可された被害者数を公表していない(2018年65人、2017年149人)。政府は、訴追に要する期間を短縮することで被害者のシェルター滞在期間を短縮しようとしてはいるものの、外国人被害者については、シェルターに滞在するよりも本国に送還されることを希望しても、法執行機関に協力するか否かで滞在期間が決定されているとの指摘もある。政府は、一定の被害者に対して、3か所の政府認可

【資料】 タイにおける人身取引対策

の NGO シェルターに居住し、サービスを楽しむように認めている。しかし、これらのサービスというのは、政府の反人身取引基金から補償を得るだけであって、これらのシェルターに対して運営費を追加的に支援しているわけではないのだ。さらに、NGO が運営するシェルターが正式に認定された被害者を受け入れるには厳しい要件が課せられるために、シェルターとして登録することを妨げているという声もある。被害者と密入国移民の増加により、9 か所のシェルターは過剰収容の状態が続いており、政府は 55 人の被害者を 2 つの短期滞在用の公営シェルターに移した。

公営シェルターでは、トラウマインフォームドケアについて研修を受けた心理士や職員の数が十分でなかったため、被害者は社会心理的なケアや個人的なケアを受けることができなかった。MSDHS は、NGO と連携して、公営および NGO が運営するシェルターにおいて、トラウマインフォームドケアと信頼関係を構築するための研修を職員に対して実施した。しかし、シェルターでは必ずしも被害者が個人的なカウンセリングを受けられるわけではなく、ほとんどは社会福祉士による集団カウンセリングにとどまっていた。また、MSDHS のシェルターでは、男児や LGBTI の被害者に対する専門ケアを提供できていない。加えて、トランスジェンダーの被害者をどこに保護するかガイドラインがなく、出生時に指定された性に基づいてシェルターを決定していた。被害者がいったん MSDHS のシェルターに入ってしまうと、以前支援していた被害者にアクセスすることは困難だと語る NGO もある。このことは、シェルターの職員とのコミュニケーションが不十分であることも相まって、NGO が政府と協力を進めたり、被害者を公営シェルターに送致しようとする気をなくしてしまう。MSDHS は 300 人以上の通訳者を雇用しているが（前年 251 人）、救出作戦においては NGO や国際機関の通訳者に依存している状況だ。さらに、公営シェルターでは通訳者の数が不足しているため、被害者に適切なサービスを提供することができていない。MSDHS はシェルターにおいて職業訓練活動を提供し、被害者は手芸などでわずかな収入を得ることができる。しかし、シェルター

で提供されている職業訓練や作業の選択肢は不十分であると指摘されている。タイ法では、外国人被害者や証人は、人身取引加害者に対する法的手続が完了するまで最長2年間、タイに滞在して就労することができる。しかし、2019年度、この恩恵を受けた被害者はいなかった。

当局は、渡航費、法的支援、職業紹介、その他社会統合のためのサービスを提供するなど、海外で人身取引被害者と認定された25人を含む、タイ人の搾取被害者123人(前年103人)の帰国を支援した。MSDHSによると、タイ人被害者は帰国後、最低1年間はソーシャルワーカーが面談を実施することとなっている。政府は、韓国にあるNGOのシェルターと協力して、タイ人の性的人身取引被害者を支援している。また、タイ国内で搾取被害にあった外国人被害者の本国送還のために、反人身取引基金から約217万バーツ(約770万円)を支出したが、政府は送還した被害者数を発表していない(前年201人)。政府は、カンボジア政府と連携して、二国間の被害者送還および社会復帰のための運用基準を作成した。しかし、タイ当局による外国人被害者の安全な送還手順は一貫していない。

政府は、新たに2つの児童養護施設を開設した。そこでは、子どもがなじみやすい空間を提供して、法執行機関やNGO、ソーシャルワーカーが、人身取引被害者の子どもたちに法医学的な面接をおこなうことが可能な場として機能する。これにより、養護施設の総数は7か所に増えた。女性被害者の面談を担当する職員には女性を配置した。裁判官のなかには、トラウマインフォームドケアの理解が不十分で、訴訟手続において被害者を不当に扱う人もいた。裁判所は、ほとんどの事例において、被害者や証人の保護規則に準拠しているものの、いくつかの事例においては、事前の要請にもかかわらず、反対尋問において被告人と対峙する場面をつくったり、被告人の面前でセンシティブな情報を証人に口頭で質問したりといったことが起きている。



【資料】 タイにおける人身取引対策

2016年の物乞い規制法(Beggar Control Act)は、物乞い活動に従事する個人や人身取引被害者に対して保健・福祉サービスの提供を定める。2019年は、強制的に物乞いをさせられたとして、7人の被害者しか認定していない。路上で物品を売ることを強制されている子どもたちの保護に関して、政府には明確なポリシーがなく、またこうしたストリートチルドレンに対して責任をもつ機関がない、とNGOは批判する。MSDHSは、人身取引被害者や目撃者が搾取を通報したり、通訳などの保護サービスを要求できるような携帯アプリを開発して、人身取引被害者の権利に関する情報を7言語で提供している。MSDHSと労働省は、19言語でつながるホットラインを運営している。2019年、人身取引の可能性のある162件の通話を受け付け、強制労働の事案は19件(前年139件)であった。このうち106件を関連当局に照会したが、警察の人身取引対策課につながったのはわずか28件だった。2019年、労働省は、91人の言語コーディネーター(前年84人)と99人の通訳(前年69名)を雇用し、労働者保護福祉局(Department of Labour Protection and Welfare)は、言語コーディネーター82名を対象に労働法と人身取引に関する研修を実施した。

2019年、政府は反人身取引基金から1188万バーツ(約4217万円)を人身取引被害者に提供した(前年615万バーツ(約2183万円))。そのうち公営シェルター外に居住する被害者に168万バーツ(約596万円)が支出された。タイ法は、被害者が請求を希望した場合は、検察官は損害賠償請求を付帯提訴することを義務付けている。人身取引関連刑事手続法では、裁判官は、被害者の請求がなくとも、被害者に対する補償金や賠償金の支払いを裁定することができる。2019年、検察官が被害者に代わって補償金の請求をした件数は公表されていない(前年116件)が、裁判所が2つの事件で14人の被害者に対して330万バーツ(約1172万円)の賠償を命じたことが報告されている。政府は、初めて2人の被害者が裁判所命令によって賠償金を受け取ったと公表したが、その支払いが被害者に対してなされることはほとんどないし、特にタイ人でない被害者には困難である。

MSDHSは、人身取引対策課の下に、被害者の法的支援や賠償請求をおこなう部署を設置し、請求を効率的におこなうガイドラインをまとめた。政府は、人身取引被害者の権利を拡大して人身取引加害者の資産から補償金を得られるようにするために、1999年反マネーロンダリング法の改正案を提案したが、現段階では内閣の承認待ちの状態である。

タイ法の規定によれば、人身取引加害者に強要されて犯した不法行為に対して、被害者は訴追されることはない。しかし、政府の被害者認定手続の流れは、被害者が売春や入国管理法違反などの罪で処罰される可能性を増大させる。たとえば雇用主は、搾取された労働者が辞職するか転職しようとした場合、労働者を窃盗の疑いで刑事告訴をしたりすることがある。そのうえ、名誉棄損罪に関する法律は、企業が、潜在的被害者とその支援者に対する刑事告訴をすることを依然として認めており、政府は、こうした事例において会社の経営者が労働者を搾取したかについて捜査をしたかどうかについて公表していない。たとえば、2019年12月、強制労働が疑われる環境のもとで14人のミャンマー人を働かせたとして、170万バーツ(約603万円)の支払い命令を受けた養鶏場に関連して、1人の記者がソーシャルメディアにコメントを発信したとして、裁判所は、名誉毀損罪で禁錮2年の有罪判決を言い渡した<sup>11</sup>。2016年以降、この企業は、人権活動家に対して36を超える訴訟を提起している。2019年2月の刑事訴訟法の改正によって、雇用主が名誉棄損で提訴した場合の被告の権利を強化し、また2019年3月には、裁判所は、不正な意図に基づく提訴や被告を畏怖させる提訴を即時に棄却することができるようになったが、政府は、これまで、これらの改正法をつかって権利擁護者に対してなされる名誉毀損罪の提訴を棄却したことはない。また、2015年に人身取引禁止法を改正して、内部告発者に対する保護を規定したが、この規定もいまだ利用されたことはない。

---

11 Bangkok Post, “Reporter gets jail in libel case filed by poultry farm”, published on 24 Dec.2019

## 防止 (Prevention)

政府は、人身取引を防止するよう努力した。首相は、反人身取引政策監督委員会 (Supervisory Policy Committee on Addressing Trafficking in Persons) において、人身取引に対する政府の取り組みを表明し、政府は、データ収集と年次報告をまとめ、人身取引対策の進展を注視した。2019年、政府は、人身取引の防止・撲滅予算として、約38億バーツ (約135億円) を割り当てた (前年約36.4億バーツ (約129億円))。新聞、テレビ、ラジオ、ソーシャルメディア、広告、チラシを通して、一般市民の啓発キャンペーンをおこなった。また、生徒、教員、地域住民を集めて、人身取引に関する意識向上活動をおこなった。外務省はビデオ・クリップを製作し、海外のタイ人に向けて、人身取引の兆候やそのような事案を届け出る方法などについて、テレビやソーシャルメディアで放映した。2020年1月と3月に、MSDHSはNGO、政府機関、国際機関、民間セクターと共同で、人身取引に対する取り組みを議論し、さらなる協働を促進するためのフォーラムを開催した。政府は、1月のフォーラムで参加者から推奨事項を収集して、3月のフォーラムでそれらを紹介した。2019年6月に、政府は、国際機関と協力して、児童労働に関する全国的な調査を初めて公表した。そして、約17万7000人の子どもが児童労働に従事し、そのうち13万3000人は危険な労働環境にいることがわかった。

タイ法は、タイ人が海外での就職を探す際に、斡旋業者が紹介料をとることを認めており、多額の手数料によって債務奴隷に陥りやすくなる労働者もいる。2019年、政府間の正式なルートを通して、政府は、職業紹介をおこなうなど、1万1886人のタイ人の海外就労を支援した。さらに、14県の公共職業安定所は、海外就労に先立ち、4803人のタイ人労働者に対して、人身取引に関する危険性を含む研修を実施した。2019年11月、労働雇用局 (Department of Employment) は、韓国の出入国管理局と覚書を交わし、韓国におけるタイ人の不法移民労働を防止し、強制労働による搾取を防止するために連携を強化することとした。2019年、政府は、タイ人労

働者を斡旋する雇用機関を181か所調査し、うち4か所で不正行為が発覚したため、免許停止・取消をおこなった。求職者保護法(Employment and Job-Seeker Protection Act)にもとづき、239人の違法ブローカーが訴追され(前年416人)、7件で勾留状が発行された。政府は、多くのタイ人労働者を抱える国々に12か所の労働事務所をもち、そこでは887件の調査を行い、5980人以上の労働者を支援し、758人の労働ボランティアに研修をおこなってタイ人労働者に対する労働違反や人身取引の発見に努めている。

2019年8月、政府は、国籍発行手続を経て合法的な労働許可を取得したカンボジア人、ラオス人、ミャンマー人の労働者に対して、2年間の在留資格の延長を認めた。この国籍発行手続は、資格外労働者がタイを出国することなく身分証明証を取得することができるというものである。しかし、国籍発行手続における政府登録の複雑なしくみのために、多くの場合、タイ語の読み書きができないために、労働者は多額の手数料を支払ってブローカーや雇用主に依存することとなり、その結果、債務奴隷に陥りやすい。政府は、近隣諸国との間で、タイへの移民労働者に関する二国間の覚書を交わしている。2019年には、41万3536人の労働者がこのルートをつかってタイに渡った。しかし、本国内で身分証明証を取得することは高額で困難が伴い、さらに行政の壁は、このルートを利用することの障壁となる。こうして、労働者はブローカーに依存することになってしまう。移民労働者は、農閑期や工場閑散期に、10か所の経済特区などで働くために、30日間または90日間の国境パスを取得することができる。しかし、このような一時的な労働機会は、労働者に社会的な保護を提供することにはならない。NGOによると、雇用主は労働者にこれらの国境パスを取得することを勧めるといふ。2019年、労働検査官が国境エリアで146施設の検査をおこなったところ、71か所で法令違反を発見した。しかし、政府は、これらの努力にもかかわらず人身取引を確認できず、たった1件のみに修正命令を出しただけだったという。2019年、政府は、244の移民労働斡旋業者の検査をおこない(前年67件)、4件の法令違反を発見した。

【資料】 タイにおける人身取引対策

タイ労働法は移民労働者が労働組合を結成することを禁止しており、そのことが搾取構造に加担しているともいえる。2018年の移民労働者管理に関する王立令（Royal Ordinance on Management of Migrant Workers）は、雇用者は労働契約書の写しを労働者に渡すこと、およびタイへの渡航および雇用終了時の本国への帰国にかかる費用（応募費用や渡航費など）については、パスポート取得費用や健康診断、労働許可に必要な費用を除いて、雇用者が負担することを定めている。この政令は、雇用主が、個人費用として給与から10%以上の金額を控除することや、渡航書類またはその他の個人書類を取り上げることを禁じている。また法律によって、これらの規則に違反した雇用主に対して、1万バーツから10万バーツ（約3万5000円から35万円）の罰金かつ最高6か月の禁錮刑を定めた。2019年、政府は、有効な労働許可なく移民労働者を雇用したとして、2333の法人および雇用主を摘発した。この数字は、2018年の716件と比較すると急激な上昇である。またこれにより、政府は、586人の雇用主から、1600万バーツ（約5680万円）の罰金を徴収した。しかし、NGOによると、斡旋手数料に関する規則が明確でなく実効性に乏しいために、斡旋業者やブローカーは労働者に対していまだに紹介料や渡航費を要求しているという。政府は、違法な給与控除について捜査をおこなったかについて公表していない。この問題は労働者保護福祉局が責任官庁であるが、労働雇用局が斡旋業者の労働検査をおこなっても、違法な給与控除の疑いのある事件について労働者保護福祉局に送致されることはあまりない。最近の研究によると、漁業産業を含め、移民労働者のうち母国で仕事を斡旋されたり、タイで就労する前に紹介料を払った人は減少しているとされる。しかし、多くの雇用主やブローカーは、労働者をタイに連れてくるための当座の費用を負担しているために、労働者の無知に乗じて、違法な給与控除の形でこれらの費用を労働者に転嫁するのだという。海洋漁業労働者保護に関する省令（Ministerial Regulation on Labor Protection for Sea Fishers）によると、雇用主は、労働者に対して少なくとも1か月に1度、口座振込によって給与を支払い、また得られた利益を分配しなければならない。このシステムは人権団体から

はおおよそ賞賛されているが、寄港地にATMがなかったり、口座の使い方を知らなかったり、船主や船長、ブローカーがATMカードや暗証番号を取り上げたりして、自身の資金にアクセスすることができない労働者がいるとの懸念も示されている。また、こうした電子決済システムに対して、労働検査官が給与支払いの実態を検査するには高度な能力を要する。不正な雇用主は、法に適合するように従業員の口座に電子給与を定期的に振り込むが、違法に引き出すからだ。労働契約がタイ語と移民労働者の母語の両方で書かれる必要はなく、また漁船乗組員の労働時間と休息时间についてのガイドラインが明確でないため、人身取引のリスクを高めることになる。たいていの雇用主は、労働者に契約書を保管させたり、母語で書くようなことをしないので、外国人の漁船乗組員で母語で書かれた契約書にサインした人は前年よりも減少していると指摘する研究もある。政府が前年に多言語による契約書の基準を取りやめたことにその原因があるとみられる。NGOと国際機関は、政府が最低賃金法を十分に実施しておらず、農業など移民労働者が多く働く分野で最低賃金を定める立法が欠如していると指摘した。2019年11月、政府は、漁船乗組員の健康と安全、医療ケア、休息期間、その他の保護について定めた漁業労働者保護法(Fishery Workers Protection Act)を制定した。しかし、11の関連法律のうち7つが承認されなかったため、施行されないままとなっている。政府の規則では、搾取された移民労働者は雇用主を変えることができるが、実際にはそうした変更は認められていない。県の労働事務所は、覚書のもとで就労した労働者に対して、職場変更を承認するために、多数の文書を提示することを要求するからである。そしてこの文書は、たいていの場合、NGOかブローカーの援助なしでは提示できないものなのである。法律によって、覚書にもとづく雇用者は、労働者が雇用契約期間終了前に職場変更を希望した場合は、新しい雇用主から、就労にかかる費用を弁済してもらうことができる。雇用主のなかには、この弁済にかかった費用を労働者に転嫁する者もいて、このことが債務に基づく強制に陥れやすくする。政府は、こうした移民労働者に不法な手数料を課す雇用主を捜査したかについて公表しなかった。

【資料】 タイにおける人身取引対策

政府は、5か所の社会統合センター（Post-arrival and Reintegration Center）を運営し、覚書にもとづいてタイに入国した移民労働者を支援している。ここでは、労働者の権利、タイの文化、労働契約、人身取引の啓発、不服申し立ての仕組みについて情報提供をおこなっている。2019年に、これらのセンターで41万3536人の移民労働者を受け入れた。しかし、センターに滞在するのは、タイに入国した直後など、時間が限られているため、実際にはごく限られた情報しか提供することができない。そのうえ、労働局の職員は、センターで労働者と面接する際、雇用主やブローカー、武器をもった警官の面前で実施することがあるという。労働者が搾取について報告することをとどまらせた可能性がある。労働省は、NGOと協力して、10か所の移民労働者支援センター（Migrant Worker Assistance Center）でサービスを提供している。政府は、これらのセンターに対する評価を測定するために、市民団体、政府機関、民間団体と会合をもった。政府は、NGOが魚市場近くに開設したセンターと共同して、技術訓練や健康診断その他労働者の権利意識向上に関する情報を提供した。県の労働局や移民労働者支援センター、その他の政府機関は、移民労働者の不服申し立てを十分に調査せず、労働違反や強制労働の疑いのある事案を関連機関に照会することもなかった。また、当局に対する過去の不快な思い出や、労働局における通訳の能力不足のために、移民労働者は搾取を報告しなかった。

2019年、政府は、水産庁（Department of Fisheries）に、タイ海上監視指令センター（Thai Maritime Enforcement Command Center）を新設して、従来、32か所の出入港時検査センター（Port-In Port-Out Center）と、19か所の予備検査ポイント（Forward Inspection Point）を補助的に運営していた違法操業撲滅指令センター（Command Center for Combating Illegal Fishing）の権限を移した。PIPOセンターは、漁船が合法に操業しているかの検査をおこない、船舶検査の対象を絞り込むために、リスクに基づく評価システムを実施する。PIPO検査チームは、生体測定データと乗組員のイ

インタビューに基づいて、乗組員名簿を確認する。政府は、2016年から2018年にかけてタイ船籍の遠洋漁船が公海で操業することを禁止し、2019年に、毎年タイに寄港するという条件で、2隻の漁船に対して公海で操業する免許を更新した。2019年の2月から9月まで、PIPOセンターは港で5万3860件、海上で6605件の検査を実施し、それぞれ23件と330件の違反を発見した。このうち、当局が労働違反としたのは2件のみであった。雇用契約を手交していないという理由と、給与支払いを銀行振込にしていないという理由によるものであった。政府は、PIPOセンターの労働検査の結果、人身取引の被害者が認定されたか公表したことはない。そのうえ、検査機関が移行した期間は人員が限られたため、2か月の間の検査率は減少した。政府は、PIPOセンターに、検査手順を標準化したマニュアルを導入した。いまだ一定してはいないが、前年と比較して、センターは検査にあたって共通チェックリストを使用するようになった。また、検査官は被害者中心の面接をおこなうようになり、すべてのPIPOセンターに通訳がいるようになったとされる。それにもかかわらず、検査チームによっては労働者の母語通訳者がおらず、乗船しないまま検査したり、労働者の面接にあたって船主や船長、ブローカーを同席させたり、検査前後の会合に船主や船長を同席させたりといったことがあった。これらの慣行は、労働者や検査官が、報復を恐れて情報を開示することを思いとどませたであろう。また、海上での検査は、労働違反を十分にチェックできず、外国人の乗組員に面接するには通訳が同行していないことがある。PIPOセンターは、海上で行方不明になった乗組員の事件について、常に標準的な手続を適用するわけではない。たとえば、乗組員が行方不明になった漁船では、人身取引の指標を確認することはない。そしてこの2019年度にも、多数の乗組員が海上で行方不明になった。

政府は、エンターテインメント産業に対する検査の実施数を公表しなかった(前年7497件)。2019年、労働者保護福祉局は、サトウキビ農場、縫製工場、水産加工工場、養豚場、養鶏場など、ハイリスクな作業場に対し



【資料】 タイにおける人身取引対策

て2116件の検査をおこない、うち1017の作業場で労働法違反を発見した。工場のなかには労働検査が実施される前に予告を受けていたところがあるという。このことは、当局が強制労働など労働法違反を確認する妨げとなった可能性がある。政府は、無国籍者に市民権を与えている。政府は、空港や航空機内で子ども買春ツアーを防止するための動画を4言語で流すなど、商業的性的搾取の需要を削減するよう努力した。さらに、政府は、諸外国と協力して、性犯罪歴のある者の入国を拒否した。政府は、外交官に対して、反人身取引研修を実施した。